

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 昭和五十三年東京都告示第千二十四号（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書縦覧）の一部改正……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 平成二十三年東京都告示第千三十六号（建築計画概要書等閲覧場所の設置）の一部改正……………（同）…一
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一

告示

●東京都告示第九百十号

昭和五十三年東京都告示第千二十四号（東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規定に基づく図書縦覧）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一の表中「小平市花小金井一丁目六番二十号」を「東村山市本町一丁目二十三番地九」に改める。

附則

この告示は、令和七年九月十六日から施行する。

●東京都告示第九百十一号

平成二十三年東京都告示第千三十六号（建築計画概要書等閲覧場所の設置）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

表中「小平市花小金井一丁目六番二十号」を「東村山市本町一丁目二十三番地九」に改める。

附則

この告示は、令和七年九月十六日から施行する。

●東京都告示第九百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年九月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般縦覧に供する。

令和七年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

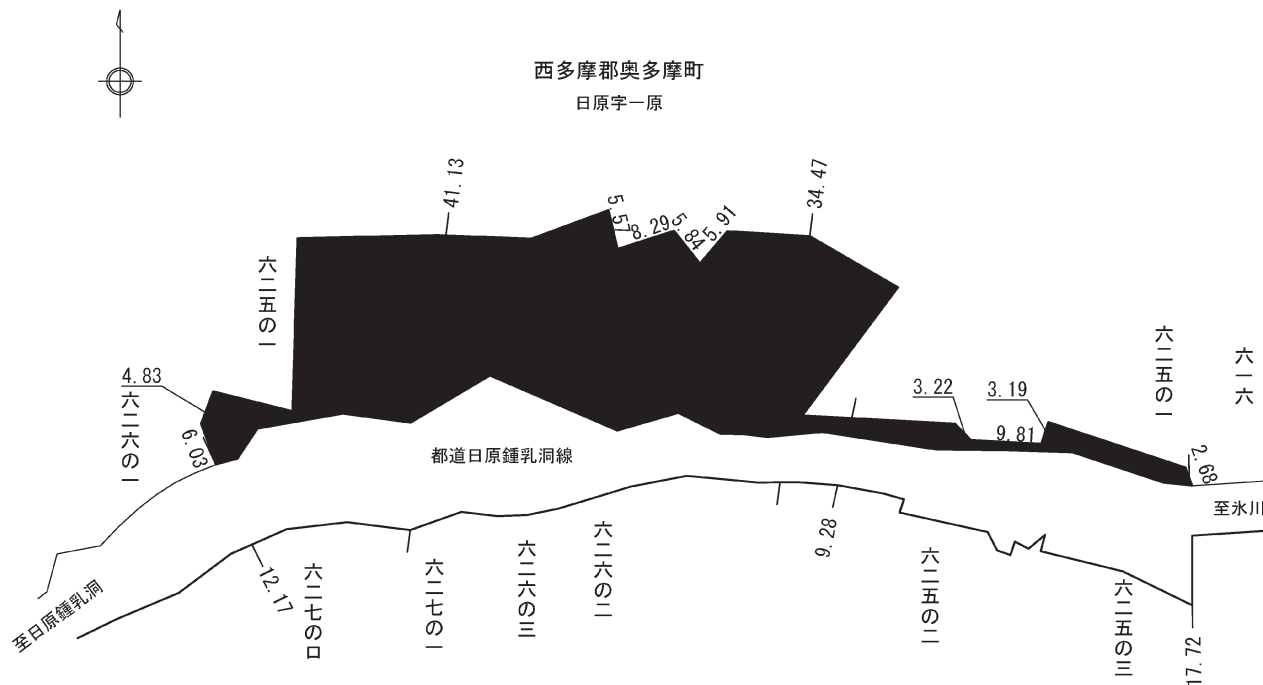
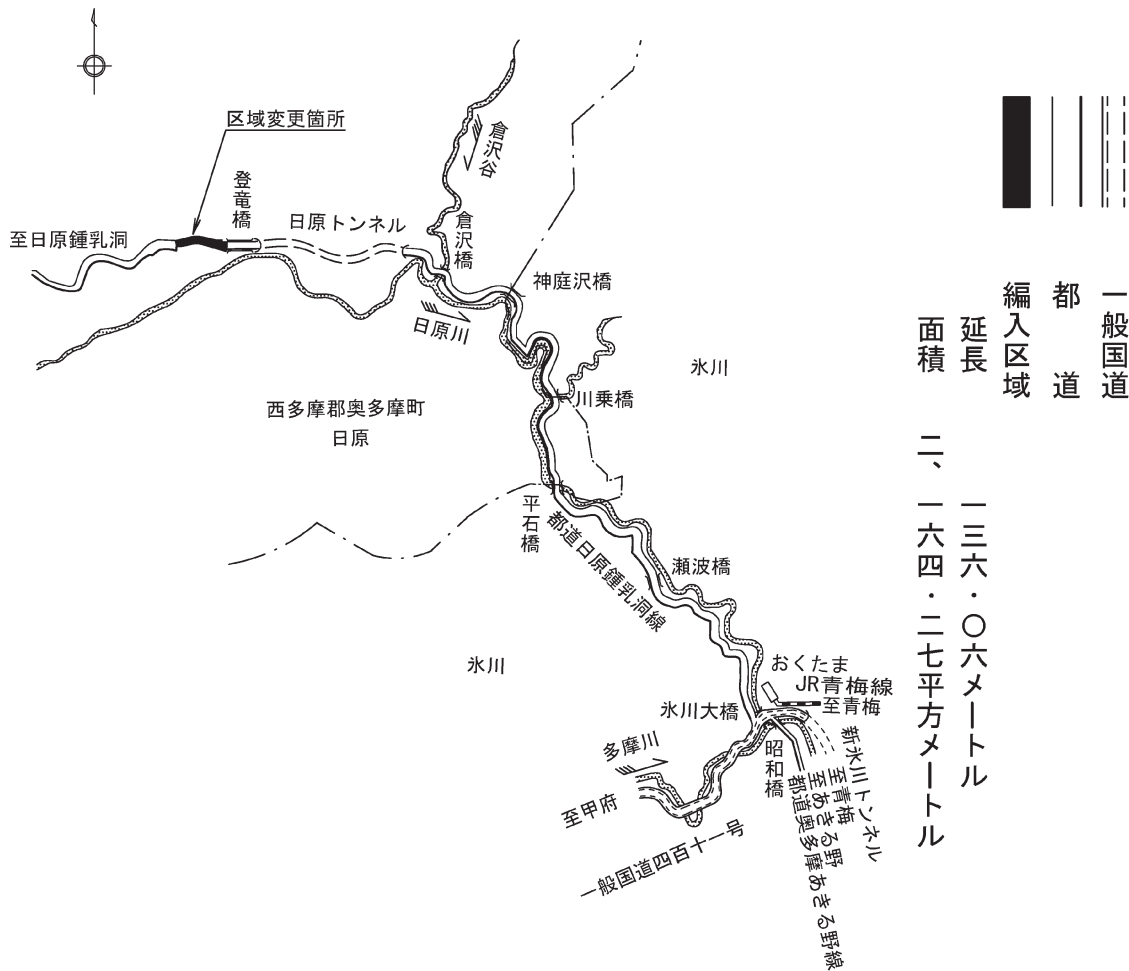
一 路線名 日原鍾乳洞

二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町日原字一原六百二十六番一地内から同所六百十六番地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図
西多摩郡奥多摩町日原地内



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



FSC
ミックス

FSC® C006270

リサイクル適性

この用紙は、リサイクル紙のうえに
リサイクルされています。